働き方改革の推進

学校を取り巻く環境は、社会や経済の変化に伴い、より複雑化・多様化しており、 学校にはこれまで以上に子供たちに対するきめ細かな対応が求められている。

こうした中で、教員の業務は多様化し、拡大している状況があり、平成30年度に行った教員勤務実態調査の結果においても、看過できない教員の勤務実態が明らかになるなど、働き方改革の推進は喫緊の課題となっている。

1 「働き方改革」とは

(1) 国における働き方改革の目的

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護と仕事の両立など働くスタイルの多様化などの状況に直面しており、働く方が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できる社会を実現する「働き方改革」を進めることで、働く方一人一人がより良い将来の展望をもてるようにすることを目指している。

(2) 学校における働き方改革の目的

教員のこれまでの働き方を見直し、教員が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることが学校における働き方改革の目的である。

こうした理念の下,限られた時間の中で,「子供と向き合う時間」を確保することで 教育の質の向上を図りつつ,一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって働くこと のできる環境づくりを推進することとしている。

(3) 在校等時間の上限について

国において、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、令和2年1月に、文部科学大臣により、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示された。こうした国の動きを受けて、本県では、令和2年3月に「県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正するとともに、「県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則」において、県立学校の教育職員の在校等時間の上限等を定めた。

なお, 市町立学校の教員については, 各市町教育委員会の規則等において, 県と同様に在校等時間の上限等を定めることとされている。

<u>県立学校の教育職員の業務量の管理等に関する規則</u>(令和二年三月三十日教育委員会規則第六号)

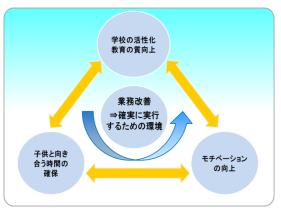
- (業務量の適切な管理)第三条 教育委員会は、時間外在校等時間について、限度時間を超えない範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な 管理を行うものとする。
- - 一 一月における時間外在校等時間 百時間未満であること。
 - 二 一年における時間外在校等時間 七百二十時間を超えないこと。 三 一月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一月、二月、三月、四月及び五月の期間を加えたそれぞれの期間 における時間外在校等時間の一月当たりの平均時間 八十時間を超えないこと。
 - 四 一年のうち一月における時間外在校等時間が四十五時間を超える月数 六月以内であること。

2 業務改善の推進

(1)業務改善の必要性

学校における業務改善は、「学校が、幼児・児童・生徒、保護者、地域等から求められている役割を十分果たせるよう、その限りある経営資源を、必要な部分に最大限かつ効果的に振り向けることができるようにするための環境づくり」であると言える。

限りある経営資源の中で, 学校がその役



割を十分果たしていくためには、①組織の在り様を最適化するため業務分担の見直しを図る、②業務の進め方の改善を図る、③個別業務の精選や省力化の工夫を行う、といった視点からの取組を不断に行っていく必要がある。

こうした取組は全ての学校において不可欠なものであり、学校全体で自発的かつ継 続的に取り組まれるべきものと言える。

(2) 取組のポイント

ア 組織的・自律的な取組

業務改善を進めていくには、各校で推進チームを編成するなど校内体制を整備し、 各校における現状や課題を踏まえた改善策を策定・実行していくという、PDCA サイクルを回しながら自律的に取り組むことが基本となる。

業務改善におけるPDCAサイクル(例)



イ 全教職員による参画

PDCAサイクルを回していく上では、業務改善の目的を明確にし、教職員全員で共有することが大切である。計画段階 (Plan) においては、校内研修などにより、全ての教職員で課題や改善策について話し合い、実施段階 (Do) においても、改善策を明文化するなどして周知した上で、全ての教職員で共有し、実行することにより、改善効果の実感度合いが高まる。

また、教職員の日々の業務の中での気付きやアイデアを取り込み、教職員全員が 業務改善の取組に参加することは、取組を組織的なものとするだけでなく、教職員 一人一人の学校経営への参画意識やチーム意識を高め、学校を活性化することにつ ながる。

(3) 学校の働き方改革や業務改善を推進するための今後の方向性

県教育委員会では、令和2年3月に、条例・規則で教育職員の在校等時間の上限を 定めたことに伴い、「学校における働き方改革取組方針」を改定した。

学校における働き方改革取組方針(令和2年3月改定)

- 〇「学びの変革」の円滑な実施, 学習指導要領の改訂や新たな教育課題等へ適切に対応できる学校体制を構築し、限られた時間の中で教員の子供と向き合う時間を確保することで教育の質の向上を図る。
- ○学校全体の超過勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくり

(成果指標・目標値)

- ○子供と向き合う時間が確保されていると感じる割合を80%以上とする ○在校等時間から,正規の勤務時間を除いた時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする。

(取組期間) 今和2年度~令和4年度

- 〇取組の柱・重点的に取り組む項目
- ① 学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備
- ・スクール・サポート・スタッフの有効活用の在り方整理【県教委】 ・AIやRPA,ICT機器等を活用した事務の省力化の検討【県教委】
- 働き方改革に配慮した教育課程の編成・実施の検討【県教委・学校】

学校における組織マネジメントの確立

- ・勤務の状況を把握した上での業務の平準化・効率化及び優先順 位を決めた上での学校行事等の精選・省力化【学校】
- 教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の 適切な登下校時刻の設定【学校】

② 部活動指導に係る教員の負担軽減

- 部活動指導員の導入(こ向けた検討【県教委】
- ・生徒の主体的な活動を促し、一人の教員が 複数の部活動を見守ったりするなど、顧問の 自担軽減に向けた取組の検討[県教委・学校]

<u>4 教職員の働き方に対する意識の醸成</u>教職員全体に対する働き方改革に関する研 修の実施[県教委]

この取組方針で掲げる目標・成果指標の状況は、次のとおりであり、引き続き、教 育委員会と学校が一体となって,着実に取組を進めていくこととしている。

(目標) 子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合が80%以上

(令和2年度の状況)

・子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合については,近年70%前後で高止まりして いたが、今年度は、昨年度より約3ポイント上昇した。

○子供と向き合う時間が確保されていると感じる教員の割合

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
	(H30.1)	(R1.1)	(R2.1)	(R3.1)
県立学校全体	68. 2% [*] 1	70.4%	69.8%	72.9%

※1:業務改善モデル校における数値

(目標)教育職員の時間外在校等時間について,原則年360時間以内及び月45時間以内

(令和2年度の状況)

・今年度、長時間勤務の縮減に向け、積極的に取組を進めたことにより、時間外在校等時間が月当たり 45 時間を超えた教員の数や年間の総時間数は、減少した。

○時間外在校等時間が月当たり45時間を超えた教員数及びその割合(最多月)

	平成 30 年度(H30.6)	令和元年度 (R1.6)	令和2年度(R2.6)
県立学校全体	2,577 人 (53.9%)	2,324人(48.3%)	1,806 人(37.9%)

○教員の年間の時間外在校等時間の平均

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
県立学校全体	497 時間 27 分	462 時間 40 分	366 時間 56 分*2

※2:令和2年度の4月から2月までの実績値に平成30年度と令和元年度の3月の実績値の平均を加えた推定値

参考HP:ホットライン教育ひろしま「学校の業務改善、働き方改革に向けて」